政令

検察官の職務を行う弁護士に給すべき手当の額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十七年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百三号

検察官の職務を行う弁護士に給すべき手当の額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第二百六十八条第五項及び検察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）第四十一条の九第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

検察官の職務を行う弁護士に給すべき手当の額を定める政令（昭和二十四年政令第三百七十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「十九万円以上百二十万円以下（一審級の中途において指定を受けた者又は指定の取消しその他の事由により一審級の中途において職務を行わないこととなつた者については、百二十万円以下）」を「五十万円以上三百十五万円以下（上訴審及びその後の審級については、十九万円以上三百十五万円以下）」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、一審級の中途において指定を受けた者又は指定の取消しその他の事由により一審級の中途において職務を行わないこととなつた者に給すべき当該審級に関する手当の額は、三百十五万円以下の範囲内において、裁判所の相当と認める額とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第一条の規定は、この政令の施行の日以後に審級が終了した事件の当該審級に関する手当について適用する。

法務大臣　岩城　光英

内閣総理大臣　安倍　晋三

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十七年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百四号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三項中「平成二十六年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改める。

別表中第二十一号を削り、第二十二号を第二十一号とし、第二十三号から第二十八号までを一号ずつ繰り上げ、第二十八号の二を第二十八号とし、同表第四十七号ロ中「及び港町」を削り、同表中第六十七号を削り、第六十八号を第六十七号とし、第六十九号を第六十八号とし、第六十九号の二を第六十九号とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正）

3　石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三第五地区の項中「から第二十一号まで」を「、第二十号」に改め、同表第六地区の項中「別表第二十二号、第二十五号、第二十七号」を「別表第二十一号、第二十四号、第二十六号」に改め、同表第十地区の項中「第六十七号、第六十九号」を「第六十八号」に改める。

総務大臣　山本　早苗

経済産業大臣　林　幹雄

内閣総理大臣　安倍　晋三

検疫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十七年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百五号

検疫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第二十六条の二及び第二十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二予防接種の項中「三、一五〇円」を「九、〇〇〇円」に改める。

別表第三稚内港の項陸域の欄中「三〇〇メートル」を「四〇〇メートル」に改め、同表留萌港の項水域の欄中「港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）別表第一に定める第一区、第二区及び第三区の海面」を「港則法施行令に定める港域」に改め、同項陸域の欄中「一五〇メートル」を「四〇〇メートル」に改め、同表網走港の項陸域の欄中「三〇〇メートル」を「四五〇メートル」に改め、同表釧路港の項陸域の欄中「二〇〇メートル」を「五五〇メートル」に改め、同表苫小牧港の項水域の欄中「西防波堤、同防波堤灯台から東防波堤突端まで引いた線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海面」を「港則法施行令に定める港域」に改め、同表青森港の項陸域の欄中「二〇〇メートル」を「一、〇〇〇メートル」に改め、同表八戸港の項陸域の欄中「二五〇メートル」を「七五〇メートル」に改め、同表宮古港の項陸域の欄中「一五〇メートル」を「七〇〇メートル」に改め、同表釜石港の項水域の欄中「小縄埼から鎌ヶ埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大渡川最下流道路橋下流の河川水面」を「港則法施行令に定める港域」に改め、同項陸域の欄中「四〇〇メートル」を「七〇〇メートル」に改め、同表大船渡港の項陸域の欄中「二〇〇メートル」を「七〇〇メートル」に改め、同表秋田船川港の項陸域の欄及び酒田港の項陸域の欄中「二五〇メートル」を「二、七〇〇メートル」に改め、同表小名浜港の項陸域の欄中「二五〇メートル」を「四〇〇メートル」に改め、同表京浜港の項水域の欄を次のように改める。